

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日は、
翌日とする）

目 次

- ◇規 則 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則
- ◇告 示 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
森林法第八十九条の規定による告示
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

規 則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則をここに公布する。

昭和四十三年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則

(設置)

第一条 職員（県のすべての職員をいう。以下同じ。）がその職務を行なうに当たり自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）の運行によつて他人の権利を侵害した場合における県の義務に属する損害賠償（以下「損害賠償」という。）に関する事務のうち

次条の事務を行なわせるため、鳥取県自動車事故損害賠償審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審査会は、知事の監督に属し、損害賠償に係る次の各号に掲げる事項を審査する。

- 一 損害賠償責任の存否に関すること。
- 二 損害賠償の額の適否に関すること。
- 三 損害賠償に係る求償権の行使に関すること。

(組織)

第三条 審査会は、会長一人及び委員四人をもつて組織する。

2 会長は、総務部長の職にある者をもつて充てる。

3 委員は、総務管財課長、広報文書課長、財政課長及び監察課長の職にある者をもつて充てる。

(会長)

第四条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行なう。

(会議)

第五条 会長は、審査すべき事項に関する書類の回付を受けたときは、会議を開かなければならない。

(審査会に付議すべき事項)

第六条 審査会に付議すべき事項は、主務課長から議案及び参考書類十部を総務部職員厚生課長を経て会長に提出するものとする。

(主務部長等の審査会出席)

第七条 主務部長又は主務課長は、審査会に出席し、付議事項について説明しなければならない。

(資料の提出等の要求)

第八条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して資料の提出を求め、又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

2 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条職員厚生課の項中第一号を削り、第二号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 職員の研修に関すること。

九 自治研修所に関すること。

十 鳥取県自動車事故損害賠償審査会に関すること。

告 示

鳥取県告示第百二十六号

昭和四十二年八月鳥取県告示第百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年二月二十日から施行する。

昭和四十三年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 熊本県 奈良県 静岡
- 県 栃木県 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山県 三重県 富山
- 県 神奈川県 愛媛県 高知県 山口県 滋賀県 香川県 宮崎県 京
- 都府 茨城県

鳥取県告示第百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定に基づき保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第百八十九条の規定によりその内容を岩美町役場に掲示したから、同法同条の規定に告示よりする。

昭和四十三年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

口ノ谷東側	下神場	南谷上	〃	赤田平	〃	〃	狐岩	〃	笹谷頭	神場峠	登尾林	〃	上田林	〃	〃	〃	〃	〃
-------	-----	-----	---	-----	---	---	----	---	-----	-----	-----	---	-----	---	---	---	---	---

二〇三〇一一	八一四	二〇二九一一〇	一九五六一一	一九五六一一	八〇八	七九八	七九七	二〇六三一一	二〇五九一一	二〇〇〇	二〇〇四	二〇五二一四	二〇四七	二〇三五一一	二〇三五二九	二〇三五四七	二〇三五四八	二〇三五八	二〇三五二四
--------	-----	---------	--------	--------	-----	-----	-----	--------	--------	------	------	--------	------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
										岩美郡岩美町大字洗井	大阪府三島郡三島町千理丘東一丁目	岩美郡岩美町大字洗井	大阪市東淀川区東淡路町四丁目						

高垣東作	宮下徳宝	寺垣喜代蔵	寺垣政市	上田ます	寺垣とく	寺垣利よ	高垣とわ	高垣登美枝	寺垣とく	寺垣梅野	田中茂美	上田文太郎	平井誠	高垣健太郎	平井兵造	平井柳吉	平井福久	高垣登美枝
------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	-------	-----	-------	------	------	------	-------

〃 〃

〃 〃

〃 〃 〃 荒金 〃 大坂 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 大木屋ノ谷 深谷 小松尾 仲尾 奥高尾西側 祖父ケイ後 曲り坂 〃 石原 〃 坂根山 才山又林 石有詞 高尾林 西ノ平ル 〃 渡平 口ノ谷西側

七七四一〇 七七四一三九 七七四一三五 七七五 二四九 一九八一 七六六 八四七一三 八四一 七八一 七八五 六五二一 六五一 一九五五 二〇三二 二〇三六 二〇三三 一九九九一 一九九九 二〇三四一 二〇三四一

〃
大字荒金 大字大坂 岩美郡岩美町大字外邑 鳥取市立川町二丁目 大字外邑

加納 義治 加納 久雄 加納 啓信 加納 善四郎 山下 一太郎 加納 清治 滝尾 和一郎 滝尾 和市郎 田中 熊蔵 伊木 亀蔵 滝山 亀蔵 丸山 いそ 寺垣 竹次郎 高垣 鹿重郎 上田 ます 高垣 健太郎 平井 源吉 高垣 鹿重郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
七七四一三	七七四一六

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
北村重太郎	小林留蔵	山脇国造	加納益蔵	谷岡林蔵	岩崎吉治	小林重治	加納久雄	北村富蔵	加納吉蔵	山本太郎	加納善造	加納清治	加藤一	山下太郎	加納佐太	山脇国造			

昭和四十二年二月二十日
鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所
昭和四十三年二月二十九日 午前九時三十分から
米子市榎町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名
米子市朝日町四五 山口 价
米子市西倉吉町二七 清水 五百枝